

た。弁護士事務所は「新宿事務所」などのように、住所をそのまま使うところが多いのですが、全国を探しても他にない良い名前だと自画自賛しています。(笑)

後どうするのか」ということが決められない。知識を身につけること、自分で考え決定し、行動することの大切さを身をもつて知りました。

民事の訴訟専門弁護士として成長しました。

世界で約一万人の胎児が被害を受けた薬害事件）の弁護団長も務めてい

争議への刑事弾圧裁判が数多くあり、また公害や薬害が蔓延し始めた時代でした。私の入所した事務所の西田公一先生は、高名な刑事弁護士でした。「サリードマイド事件」(サリドマイドという医薬品の副作用により、

——正義や公正を伝めるため、どのような努力をされたのですか。

人々が、その時代の波に大きく飲み込まれていく姿を目にしながら、弁護士になつて周りの人たちを救いたい、という考えが芽生えたのです。

10

——フェアネス法律事務所の「フェア

民事裁判を活性化させるた
メリカ留学を決意

草に重き緑に見るの胸の

関係者、患者のために奮闘する代表弁護士の遠藤直哉氏。波瀾万丈の弁護士人生で常に心の中にあったこと日本の法曹界の未来を常に想い、改

会社法、労働法、知的財産権、相続など、法人・個人問わずあらゆる分野の案件に対応する東京・霞が関の弁護士法人「フェアネス法律事務所」。最近では、医療分野において医療過誤、生殖医療、病院M&Aの専門家として名を馳せており、弁護士二〇名の組織力で相談や訴訟に取り組んでいる。医療の質、安全の向上に貢献するプロ集団として、医師・薬剤修業の能力を活用し、医療

遠藤直哉

NAOYA ENDO

1945年、東京都生まれ。麻布高専卒業。東京大学法学部卒業。ワシントン大学ロースクール（LLM）修了。法學博士（中央大学）。元桐蔭横浜大法学科大学院教授、第二東京弁護士会平成8年度副会長元東京三弁護士会法科大学院協議会委員長（平成13年）、公益財団法人日本医学医療交流財団理事。

中央公論2020年9月号

社会の激変 弁護士業務 win-winのやりが

卷之三

Wi-Fi Wi-Fi のやいかいある業務

卷之三

本草綱目

社会の激変とともに歩む

刑事弁護では四件の無罪判決を勝ち取りました。証拠開示の制限された、被告人側に圧倒的に不利な不公正な手続きがまかり通っていた時代、それは苦闘の末の勝利でした。

また、労災裁判「クロム禍訴訟」(六価クロムによるじん肺・肺がんの被害)では、大企業を相手に労働者側代理人を務め、相当高度な医療の争いとなつた集団訴訟で勝訴しました。

こうして様々な刑事民事の裁判で自ら成果を上げつつも、日本の司法が暗く狭く希望のない闇の中にあると感じるようになりました。

特に「ユーザーユニオン事件」は衝撃でした。当時米国では、ラルフ・ネーダーのような消費者運動の弁護士が大企業相手に多くの訴訟をし、勝訴していました。ある検事がハーバード大学に留学して帰国後弁護士になり、欠陥自動車メーカー相

手に交渉をするなかで恐喝未遂で逮捕されたのがユーザーユニオン事件です。民事事件として交渉をするなかで、弁護士まで含めて刑事事件で潰されるなら、民事裁判や弁護士制度も否定されているのと同じです。一度も否認されているのと同じです。いつ我が身にふりかかるか分かりません。

このように当時の日本は刑事裁判に大きく依存している状況でした。私はこの構造を改革しなければならないと強く感じていました。民事裁判を活性化させ、民事制裁、違法行為差し止めなどで社会を維持しなければならない、そのためには民事裁判の先進国、アメリカへの留学を決意しました。

当時私は三十五歳。妻と子ども三人を残しての留学は、両親をはじめ、周囲の大反対を受けましたが、ただ一人、妻だけが賛成して私の背中を

押してくれました。きっと、厳しい状況の中で激しく闘う夫が、新たな挑戦により夢を追うことに賭けたのだと思います。妻には今でも本当に感謝しています。

光を求めてのアメリカ、ワシントン大学への留学。そこは訴訟の乱発といわれるほど司法の天国、弁護士の天下でした。

山のような訴訟の中で注目したのは、当時最大のアスベスト集団訴訟。以前担当した「クロム禍訴訟」にもよく似た事案です。

この訴訟で集団訴訟のやり方を勉強できたこと、民訴手続きでスピーディに証拠を開示する裁判を研究できしたこと、さらに悪質な企業に対し、懲罰の意味も込めて莫大な損害賠償額の支払いを命じるアメリカの民事訴訟制度を学べたことは、とても大きな経験となりました。

バブル・デフレの激動の時代を、がむしゃらに駆け抜ける

——帰国後はどのような活動をされてきたのですか。

一年間の留学から帰国後、日本で初めて、米国最大のアスベスト訴訟を研究した成果を発表しました。この論文が起爆剤となり、その後、日本でも訴訟が始まりました。

また、民事訴訟の改革運動をリードし、文書提出命令の拡大化の民訴法改正にこぎつけました。さらに陳述書の利用を初めて大論文で提唱し、その後裁判所が広く採用するようになりました。さらに、米国のように法を柔軟に運用することに邁進しました。初めに力を入れたのは一般民事の事案。中小企業の仕事が多く、オイルショックなど不況の時には倒産が発生し、事件屋や暴力

団とも渡り合いましたが、常に法の武器を研いでいました。

企業の倒産や不動産のトラブルなどの際、法治主義のアメリカでは弁護士が活躍するのですが、日本では政治家や、最悪のケースでは暴力団が登場してくる。この状況を何とかしなければならないと、当時、事務所に来た依頼はすべて受けました。報酬を貰えない事件や勝ち目のない事件も、依頼を断れば依頼者が暴力団を頼ってしまうと考えると、断ることができませんでした。

——多数の著作を書き、日本法学会などでも発表されていますね。

激動の時代においては常に新しい現象が起ります。また、新しい法律問題や訴訟が発生します。私たちも常に研究を続けていないと、最新の課題に取り組めません。

バブルの時代には、土地や株の投



『新しい法科大学院改革案』、『新弁護士業務論』、『医療と法の新理論』、『取締役分割責任論』、『ロースクール教育論』など多数の著書を執筆

機、都市開発や立ち退きに関する困難な問題の処理に取り組みました。その後のデフレ期には、RCC（整理回収機構）や金融機関等の厳しい取り立てに対抗し、破産法や民事再生法の運用を緩やかにするよう実践しました。それまでは注目されなかつたインフレとデフレに応じた法理論を研究し、開発。このように、非常に苦労した経験から、法の後進国という状況を少しでも変えようと、日本法社会学会や日本私法学会など

現在、オリンパスと東芝の粉飾について、監査法人の損害賠償責任を問う株主代表訴訟を担当しています。私は長い間、日本の税務と会計が過

たが、最近大企業の会計粉飾問題に取り組んでいますね。

現在、オリンパスと東芝の粉飾について、監査法人の損害賠償責任を

問う株主代表訴訟を担当しています。

私は長い間、日本の税務と会計が過

弁護士法人 フェアネス法律事務所 所属弁護士	
代表弁護士 遠藤直哉	(法学博士)
■パートナー	
弁護士 村谷晃司	公亮
弁護士 佐藤智広	(法学修士)
弁護士 中村高志	(医学修士)
弁護士 小嶋眞一郎	(医師)
弁護士 川村覚	一郎
弁護士 田島潤也	一郎
弁護士 渡辺祥一郎	哲郎
弁護士 山口浩一郎	健一
弁護士 今村祐子	健一
弁護士 佐々木裕子	健一
弁護士 浅岡健一	健一
■アソシエイト	
弁護士 相川雅和	
弁護士 岩瀬史恵	
弁護士 山口翔平	
弁護士 野山克哉	
■特別パートナー	
弁護士 牧野茂	
弁護士 水野靖史	
弁護士 小林秀之	(東京大学名誉教授)
弁護士 太田勝造	(東京大学名誉教授) /明治大学教授)

文では、社会の紛争や事件の責任について、関係する全ての人々の割合的責任であるとする、法の思想を提言しました。民事事件の多くは和解で終了し、双方 Win-Win といえる状況にもつていくやりがいにも通じています。これをもって、現在当事務所の若手弁護士を指導するとともに、法学部や法科大学院の教官や学生に教材を提供し、実務と学理を架橋する壮大な教育を行っています。水ぶくれのように増員された法曹に、未来へ向けた骨太な魂を入れ込まなければならないからです。

——本誌七月号の論稿で拝見しましたが、最近大企業の会計粉飾問題に取り組んでいますね。

現在、オリンパスと東芝の粉飾について、監査法人の損害賠償責任を

問う株主代表訴訟を担当しています。

私は長い間、日本の税務と会計が過

たが、最近大企業の会計粉飾問題に取り組んでいますね。

文では、社会の紛争や事件の責任について、関係する全ての人々の割合的責任であるとする、法の思想を提言しました。民事事件の多くは和解で終了し、双方 Win-Win といえる状況にもつていくやりがいにも通じています。これをもって、現在当事務所の若手弁護士を指導するとともに、法学部や法科大学院の教官や学生に教材を提供し、実務と学理を架橋する壮大な教育を行っています。水ぶくれのように増員された法曹に、未来へ向けた骨太な魂を入れ込まなければならないからです。

——本誌七月号の論稿で拝見しましたが、最近大企業の会計粉飾問題に取り組んでいますね。

現在、オリンパスと東芝の粉飾について、監査法人の損害賠償責任を

問う株主代表訴訟を担当しています。

私は長い間、日本の税務と会計が過

たが、最近大企業の会計粉飾問題に取り組んでいますね。

に参加し、多数の論文や著書を発表しました。また、弁護士会の副会長として司法制度改革審議会に法科大学院設立の提言書や論文を提出し、司法改革の実現をリードしました。

科学の急進と訴訟の高度複雑化

——医師兼弁護士など、ダブルライセンスの役割は?

科学技術の急激な進歩、特に、建築技術やコンピュータ技術の進展に伴い、複雑な訴訟が多発しましたが、



サンデル教授の「白熱教室」のような熱のこもった会議。
若い年代の弁護士たちと同じ目線で議論を進めます。

それらに果敢に取り組みました。また、現在私の専門にもなった医療の困難な課題も数多くこなしました。私は激変する時代の先端を切り開く役割を担つたと自負しています。(公財)日本医療機能評価機構医療事故防止センターの委員を一〇年以上務め、(一社)医療の質・安全学会でも活動しています。

このような私の経験の蓄積を若手に承継させるために、さらに高度化を進めています。そのために、医師免許や薬学修士号をもつ弁護士と共に、先端医療の課題や知的財産権にも取り組んでいます。「ダブルライセンス」の人才は科学技術と法を架橋する貴重な役割を担っています。このような多様な若手弁護士と口角泡を飛ばして議論しています。大好きなドラマ「ドクターX」にみられるような医者のカンファレンスを

度な納税優先主義により歪められてきたと主張してきました。つまり官主導により、企業も税理士や公認会計士も自主的に判断できなくなり、納税のために粉飾もやむを得ずとなり、当然のように粉飾倒産のオンパレードになりました。そこで、司法が監査法人の責任や役割の重さを認め、公認会計士全体を再生させ、その権限や独立性も高める必要があります。民事では、大企業や大組織が敗訴し、賠償責任を負っても、その失敗に学び自ら再び発展します。弁護士の職務は、原告の利益のためだけではなく、相手方の利益にもなる

という点で大きなやりがいがあります。

——今回の新型コロナウイルスの法的課題について、どう対応されていますか。

事務所全体で相談、交渉などに取り組んでいます。しかし、調停や裁判による解決は困難と考え、いち早く、四月より緊急事態法案提言書を公表(ホームページ「弁護士遠藤直哉 社会への提言」にて公開)し、その後改訂を続けています。現在、感染症総合対策法案と名称を変え、さらに補充を続けています。是非参考にしてください。

Win-Winで 解決できる法の思想

——弁護士の増員や専門化が進んでいますが、どのように取り組んでいますか。

今は、私のようにがむしゃらに幅広くこなす弁護士はほとんどいないと思います。当事務所でも、若手は専門家として成長していますが、専門的に一つの分野だけに偏らないよう幅広く教育しています。なぜなら、法律分野は、刑事、民事、行政が常に絡み合っているからです。私は博士の中で最も難関といわれる法学博士を取得しました。一般には専門分野の中でもさらに狭いテーマで論文を書きます。しかし私の博士論

真似で、連日激論。しばしば依頼者の前でも議論しますが、よく問題点が理解できたと喜ばれています。